

令和 7 年 2 月 5 日
障 害 福 祉 部
障害者地域生活課

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

1 主旨

区では、平成 31 年 1 月より就労定着支援事業を開始し、就労した障害者に向けた職場への定着支援に積極的に取り組んできたところである。

一方、東京都の指定を受け事業を実施するための要件として、施設面、人員体制面に加え、事業実績（「一体的に運営する就労移行支援等の事業所で、過去 3 年間に於いて、平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させていること」）が更新の要件となっている。そのため事業実績に応じた施設運営が継続できるよう「世田谷区立障害者福祉施設条例」（以下「条例」という。）について、規定の整備を図る必要があるため、改正する条例を令和 7 年第 1 回区議会定例会に提案する。

2 就労定着支援事業の概要

就労移行支援事業や就労継続支援事業（B 型）等の利用者が、一般就労へ移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅への訪問等により、必要な支援を行う。

＜指定要件＞

過去 3 年間で年平均 1 人以上、利用者を就労移行させた実績が必要。この要件を満たさない場合、指定を受けることはできないが、再度指定要件を満たせば、就労定着支援事業所として指定を受けることができる。

＜区立就労定着支援指定事業所（令和 6 年 1 1 月時点）＞

施 設	障害福祉サービス	定員 就労移行 支援	定員 就労継続 支援
障害者就労支援センター すきっぷ	就労移行支援 就労定着支援	4 0	0
玉川福祉作業所	就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援（B 型）	6	4 5
玉川福祉作業所 等々力分場	就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援（B 型）	0	1 9
砧工房	就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援（B 型）	6	3 7
砧工房分場 キタミ・クリーンファーム	就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援（B 型）	1 5	0

3 改正内容

世田谷区立障害者福祉施設条例別表第 2 の備考について 1 の規定を追加する。

※別紙新旧対照表（案）のとおり。

4 施行日

条例で定める日から施行する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年	2月	令和7年第1回区議会定例会（改正条例案の提案）
	3月	公布（同日施行）

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前				
○世田谷区立障害者福祉施設条例 平成19年12月11日条例第64号 改正 平成21年12月 8 日条例第50号 平成22年 9 月30日条例第36号 平成23年10月 4 日条例第28号 平成24年 3 月 6 日条例第 2 号 平成25年 3 月 5 日条例第14号 平成26年 3 月 7 日条例第10号 平成28年 6 月24日条例第36号 平成30年12月10日条例第69号 令和 4 年 9 月30日条例第42号 令和 5 年 3 月 6 日条例第11号 令和 5 年 6 月27日条例第40号 <u>令和 7 年 3 月 日条例第 号</u> 世田谷区立障害者福祉施設条例 第 1 条～第16条 （略） 附 則 （略） <u>附 則（令和 7 年 3 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> 別表第 1 （略） 別表第 2 （第 5 条関係） <table border="1" data-bbox="174 1382 1068 1426"> <tr> <td>施設</td><td>障害福祉サービス</td></tr> </table>	施設	障害福祉サービス	○世田谷区立障害者福祉施設条例 平成19年12月11日条例第64号 改正 平成21年12月 8 日条例第50号 平成22年 9 月30日条例第36号 平成23年10月 4 日条例第28号 平成24年 3 月 6 日条例第 2 号 平成25年 3 月 5 日条例第14号 平成26年 3 月 7 日条例第10号 平成28年 6 月24日条例第36号 平成30年12月10日条例第69号 令和 4 年 9 月30日条例第42号 令和 5 年 3 月 6 日条例第11号 令和 5 年 6 月27日条例第40号 世田谷区立障害者福祉施設条例 第 1 条～第16条 （略） 附 則 （略） 別表第 1 （略） 別表第 2 （第 5 条関係） <table border="1" data-bbox="1171 1382 2065 1426"> <tr> <td>施設</td><td>障害福祉サービス</td></tr> </table>	施設	障害福祉サービス
施設	障害福祉サービス				
施設	障害福祉サービス				

改正後			改正前		
世田谷区立ほほえみ経堂	生活介護		世田谷区立ほほえみ経堂	生活介護	
世田谷区立すまいる梅丘	生活介護		世田谷区立すまいる梅丘	生活介護	
世田谷区立三宿つくしんぼホーム	生活介護		世田谷区立三宿つくしんぼホーム	生活介護	
世田谷区立駒沢生活実習所	生活介護		世田谷区立駒沢生活実習所	生活介護	
世田谷区立桜上水福祉園	生活介護		世田谷区立桜上水福祉園	生活介護	
世田谷区立奥沢福祉園	生活介護		世田谷区立奥沢福祉園	生活介護	
世田谷区立九品仏生活実習所	生活介護		世田谷区立九品仏生活実習所	生活介護	
世田谷区立九品仏生活実習所中町分場	生活介護		世田谷区立九品仏生活実習所中町分場	生活介護	
世田谷区立千歳台福祉園	生活介護		世田谷区立千歳台福祉園	生活介護	
世田谷区立給田福祉園	生活介護		世田谷区立給田福祉園	生活介護	
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就労継続支援		世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就労継続支援	
世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援		世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援	
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ	就労移行支援 就労定着支援		世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ	就労移行支援 就労定着支援	
世田谷区立下馬福祉工房	就労継続支援		世田谷区立下馬福祉工房	就労継続支援	
世田谷区立世田谷福祉作業所	生活介護 就労移行支援 就労継続支援		世田谷区立世田谷福祉作業所	生活介護 就労移行支援 就労継続支援	
世田谷区立世田谷福祉作業所分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援		世田谷区立世田谷福祉作業所分場	生活介護 就労移行支援 就労継続支援	
世田谷区立玉川福祉作業所	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援		世田谷区立玉川福祉作業所	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援	
世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援		世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援	

改正後		改正前	
世田谷区立砧工房	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援	世田谷区立砧工房	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援
世田谷区立砧工房分場キタミ・ク リーンファーム	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援	世田谷区立砧工房分場キタミ・ク リーンファーム	就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援
世田谷区立烏山福祉作業所	生活介護 就労継続支援	世田谷区立烏山福祉作業所	生活介護 就労継続支援
世田谷区立梅丘ウッドペッカー の森	生活介護 就労継続支援	世田谷区立梅丘ウッドペッカー の森	生活介護 就労継続支援
備考		備考	
<u>1 各施設が行う障害福祉サービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の規定に基づき、当該施設が当該障害福祉サービスを行う事業者として指定を受けている期間において行われるものとする。</u> <u>2</u> 就労継続支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。 <u>3</u> 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、世田谷区立世田谷福祉作業所分場、世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、この表に定める障害福祉サービスのうち一部のものを行わないことができる。		1 就労継続支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。 2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、世田谷区立世田谷福祉作業所分場、世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、この表に定める障害福祉サービスのうち一部のものを行わないことができる。	